

## 生計維持者に係るQ & A (都立高専)

### 【基本的な考え方】

学生の「生計維持者」は、父母がいる場合は原則として父母（2名）となります。父又は母のみ（ひとり親）の場合は、原則、その人が「生計維持者」です。

これらの場合、学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡は問いません。

父母ともにいない場合は、学生本人の学費や生活費を負担している人（複数いるときは主な人）1名が「生計維持者」となり、そのような人がいない場合や社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）などについては、独立生計とみなし、学生本人自身が「生計維持者」となります。

なお、事由に応じて、その事由を確認できる書類の提出を求める場合があります。

証明書類の例は末尾の表を参照ください。

これらは原則的な考え方であり、個別のケースについては、下記のとおり取り扱います。また、過去の減免審査において独立生計とみなされていた場合等は個別に判断します。

### 【父母ともにいる場合】

Q 1 父は単身赴任で別居しており、学生本人は母と同居しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 1 父母（2名）です。

Q 2 学生本人は父母と同居しており、父は働いていますが、母は専業主婦で無収入です。「生計維持者」は誰ですか。

A 2 父母（2名）です。

Q 3 学生本人は父母の住んでいる実家を離れてアパートで（又は寮などで）暮らしていません。「生計維持者」は誰ですか。

A 3 父母（2名）です。

Q 4 両親ともに自己破産しました。「生計維持者」は誰ですか。

A 4 父母（2名）です。

※ 他にも以下の事例においては、父母（2名）が「生計維持者」となります（祖父母や兄弟等は「生計維持者」に含まれません）。

- ・ 本人は父母と離れて暮らす兄と同居している
- ・ 父母は生活保護を受給しており、本人は高専に入るため世帯を分離している
- ・ 本人は父と折り合いが悪いため一人暮らしをしている

- ・ 父母は生活保護を受給しており、本人は大学に入るため世帯を分離し、父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している 等

Q 5 父母は無職で、祖父から援助してもらっています。「生計維持者」は誰ですか。

A 5 原則、父母（2名）が「生計維持者」となります。

ただし、学生本人と父母が明らかに同一生計と認められない場合（例：父母と別居し、連絡がつかないような状況）にあつては、父母ではなく、祖父が「生計維持者」となります。

Q 6 学生本人が結婚しており、父母とは戸籍も住居も分かれています。「生計維持者」は誰ですか。

A 6 別戸籍であっても、父母がいる場合は、原則、父母（2名）が「生計維持者」となります。ただし、父母と同一生計とは認められない場合（例：実態として父母から学費や生活費の援助を一切受けず、学生本人の配偶者が学費や生活費を負担している場合であつて、学生本人が自身の配偶者の住民税の扶養控除対象となっているような場合）にあつては、父母ではなく、学生本人の配偶者（1名）が「生計維持者」となります。

Q 7 学生本人が結婚しており、学生が自身の配偶者を扶養しています。「生計維持者」は誰ですか。

A 7 納税手続きにおいて、学生本人が配偶者の扶養者となっている場合は、学生本人（1名）が「生計維持者」となります。

Q 8 学生本人が自身のアルバイト収入で生計を立てており、父母からの経済的支援はありません。「生計維持者」を学生本人としてよいですか。

A 8 父母がいる場合は、原則として父母が「生計維持者」となります。単に学生本人のアルバイト収入で生計を立てていたことだけをもって学生本人1名を「生計維持者」とすることは認められません。

Q 9 父母はいますが、父は外国籍で現在は海外に居住しています。学生本人は母と生活していますが、父からは一切の援助はありません。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A 9 父母がいる場合は、同居・別居の別にかかわらず、原則として父母が「生計維持者」となります。

ただし、父が行方不明や絶縁状態である場合、父からのDVを逃れるために別居していて、父からは一切の支援を得られず同一生計と認められない場合等は、母1名を「生計維持者」とすることができます。

Q10 父母はいますが、父からDVを受けて避難しています。学生本人は母と生活しており母の扶養となっています。父からは一切の援助はありませんが、この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A10 父からのDVから逃れるために別居していて、父からの支援が一切得られず同一生計と認められない場合は、母（1名）を「生計維持者」とすることができます。

【父母ともにいるが、連絡や意思の疎通が困難等の場合】

Q11 父母は生存していますが、父は行方不明で学生本人は母と同居しています。父を「生計維持者」に含める必要がありますか。

A11 この場合、母（1名）が「生計維持者」となります。

※ 他にも以下の事例においては、母（1名）が「生計維持者」となります（原則、その他の親族等は「生計維持者」には含みません）。

- ・ 本人と母は、父のDVから逃れるため父とは別居し、別生計となっている
- ・ 父は精神疾患・意識不明で意思の疎通ができず、本人は母とともに生活している 等

Q12 父母ともに行方不明で、祖父母と同一生計で暮らしています。「生計維持者」は祖父母（2名）でしょうか。

A12 祖父母のうち、主に生計を維持している人（1名）が「生計維持者」となります。

Q13 父母と一緒に生活していますが、祖母と養子縁組をしています（祖父は既に死亡）。しかし、祖母は認知症のため意思の疎通が困難な状況です。「生計維持者」は誰ですか。

A13 祖母と意思疎通が取れず、父母から支援を受けている場合は、「生計維持者」は学生本人との同居・別居の別、収入の有無・多寡にかかわらず、学費や生活費を日常的に負担する主たる方1名（父又は母）となります。

Q14 父は2年前から寝たきりで意思の疎通が図れません。父の障害年金と母の収入で生活していますが、この場合の「生計維持者」は父母（2名）ですか。

A14 母のみ（1名）が生計維持者となります。

Q15 父母は離婚していませんが、父とは別に暮らしており、母は精神的な病により入院中で意思の疎通が図れません。そのため学生本人は、祖母、叔父と同居しています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A15 原則として生計維持者は父母（2名）となります。ただし、父からは一切の支援を得られず同一生計と認められない場合や、母とは意思疎通が取れない場合には「生計維持者」とせず、日常的に学費・生活費を負担している主たる方1名（祖母か叔父のいずれか）が生計維持者となります。

【社会的養護が必要な者である（あった）場合】

Q16 学生本人は児童養護施設で生活（「社会的養護が必要な者」に該当）しています。

「生計維持者」は誰ですか。

A16 父母の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、学生本人（1名）が「生計維持者」となります。（以下に該当しない場合は、「基本的な考え方」に基づいて判断されます。）

- ・ 申請日現在において、施設に入所している
- ・ 申請日現在においては施設を退所しているが、高校卒業時点又は18歳になるまで施設に入所していた

※ 里親に養育されている（いた）人も準じた扱いとなります。

Q17 学生本人は18歳時点で児童養護施設に入所していましたが、現在は一人暮らしをしています。家賃や生活費は父母が支払っていますが、この場合の「生計維持者」は誰ですか。

A17 満18歳となる日の前日において児童養護施設に入所していた場合は「社会的養護を必要とする者」に該当します。その場合、「生計維持者」は学生本人となります。

Q18 学生本人は、現在ひとり暮らしをしています。本校入学前までは里親と生活していましたが、両親（又は父母のどちらか）は健在ですが、「生計維持者」は誰ですか。

A18 満18歳となる日の前日において児童養護施設に入所していた場合は「社会的養護を必要とする者」に該当します。その場合、「生計維持者」は学生本人となります。

Q19 学生本人は、本校入学前までは里親と生活していましたが、この度結婚し、学生本人が自身の配偶者の住民税の扶養控除対象となりました。「生計維持者」は誰ですか。

A19 満18歳となる日の前日において児童養護施設に入所していた場合は「社会的養護を必要とする者」に該当します。その場合、「生計維持者」は学生本人となります。

【父母が離婚又は離婚調停中の場合】

Q20 父母は離婚調停中で、学生本人は母と同居しています。「生計維持者」は誰ですか。

A20 「生計維持者」は原則父母（2名）ですが、離婚を前提に父と生徒本人が別居しており、父と学生本人が同一生計であると認められない場合は、母（1名）が「生計維持者」となります。

Q21 父母が離婚し、学生本人は母と二人暮らしです。「生計維持者」は母1名でしょうか。

A21 父母がいる場合、「生計維持者」は原則として父母（2名）となります。ただし、学生本人と別居しており、父又は母のどちらか一方から一切の支援を得られず、同一生

計と認められない場合は、生計維持者とせず、日常的に学費・生活費を負担している主たる方1名を「生計維持者」とすることができます。

Q22 父母が離婚し、学生本人は母と二人暮らしです。父から養育費が支払われていますが、父は「生計維持者」に含まれますか。

A22 父母がいる場合、「生計維持者」は原則として父母（2名）となります。養育費を支払っていても、学生本人と同一生計でない父は、「生計維持者」に含まれません。この場合は、母（1名）が「生計維持者」となります。

Q23 父母は離婚し、学生本人は父とその再婚相手とともに生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A23 同一生計である父とその配偶者（義母）の2名が「生計維持者」となります。養子縁組を行っていない場合も、同じく、2名が「生計維持者」に含まれます。

※ 学生本人と同一生計である父又は母に配偶者がいる場合は、当該父又は母とその配偶者（ただし、学生本人と同一生計とは認められない場合を除く。）の2名が「生計維持者」となります。

Q24 父母は離婚し、学生本人は母とその内縁の夫と3人で生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A24 父又は母と内縁関係（事実婚）にある者について、内縁の夫又は妻と学生本人が同一生計（当該者が学生本人の学費や生活費を負担している場合や、納税時に学生本人を被扶養者に行っている場合）のときは、2名が「生計維持者」になります。

Q25 父母は離婚し、父からの支援は一切ありません。母と住んでいましたが、現在、母は再婚し、その相手と一緒に暮らしていますが、学生本人は母とは離れて一人で暮らしています。「生計維持者」は誰ですか。

A25 原則、「生計維持者」は母と再婚相手の2名となります。母の再婚相手から学費・生活費等一切の援助を受けていないなど、明らかに申請者本人とは別生計の状態にある場合は、「生計維持者」は母1名として申告いただけます。

Q26 父母は離婚し、現在は父母ともに連絡が取れない状態です。他に援助してくれる親族もなく、一人で生活していますが、「生計維持者」は学生本人でよいですか。

A26 学生本人との同居・別居の別は問わず、父母がいる場合は、原則父母（2名）が生計維持者となります。

ただし、父母と絶縁状態の場合で日常的に学費や生活費を学生本人が負担している場合は、学生本人を生計維持者とすることができます。

- Q27 父母は離婚し、同居していた母は再婚したため家を出ていき支援をしてもらえません。父からも支援がなく、生活費は学生本人のアルバイト収入を充て、また、祖母から食費を支援してもらい、叔父から住居を提供してもらっています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。
- A27 父母がいる場合、原則として「生計維持者」は父母（2名）となります。ただし、父母のどちらからも一切の支援を得られず、同一生計と認められない状況であれば、日常的に学費・生活費を負担している主たる方1名（祖母か叔父のいずれか）が生計維持者となります。
- Q28 父母が離婚した後も、学生本人は父の戸籍に入っており、父の社会保険の扶養に入っていますが、父とは一緒に暮らしておらず母と生活しています。父から養育費はもらっていますが、それ以外の支援はありません。この場合の「生計維持者」は誰ですか。
- A28 父から養育費以外に一切の支援を得ておらず同一生計と認められない状況であれば、「生計維持者」は母（1名）となります。
- Q29 父が失踪後、父母は離婚し、学生本人は祖父母と養子縁組しました。現在は祖父母と母と一緒に生活していますが、祖父母は年金暮らしで母はパートをしています。この場合の「生計維持者」は誰ですか。
- A29 学生本人と養子縁組をした祖父母が生計維持者となります。法的にも学生本人に対する祖父母の続柄は「養父・養母」となるため、申請時に入力いただく続柄は「祖父母・父母ではなく「養父・養母」として入力ください。
- Q30 父母が離婚し母と2人暮らしでしたが、学校に通うため離婚した父と同居することになりました。現在、母から支援を受けていますが、父からは食費や水道光熱費を負担してもらうのみです。「生計維持者」は誰ですか。
- A30 父母がいる場合、「生計維持者」は原則として父母（2名）となります。父は食費や水道光熱費の負担のみでは他には一切の支援を行っていない場合であっても父母が「生計維持者」となります。

【父母ともに又は父母のいずれかと死別した場合】

- Q31 父は死亡し、学生本人は母と二人暮らしです。「生計維持者」は誰ですか。
- A31 母（1名）が「生計維持者」となります。

Q32 父母が死亡し、学生本人は祖父と、叔父夫婦とともに生活していますが、祖父は年金暮らしで、主に叔父夫婦の収入で生活は成り立っています。「生計維持者」は誰ですか。

A32 祖父と学生本人は明らかに別生計であって、叔父夫婦が学生の学費や生活費を主に負担しているような場合にあっては、叔父夫婦のうち、主に生計維持を維持する方1名が「生計維持者」となります。

Q33 父母も祖父母も死亡し、兄と生活していますが、兄はまだ学生で、貯金を切り崩して生活しています。「生計維持者」は誰ですか。

A33 父母、祖父母ともに死亡し、兄弟姉妹がいる場合で、その親族が病気や就学等で本人を扶養するだけの資力がない場合は、学生本人が「生計維持者」となります。

Q34 父母が死亡し、学生本人は貯金を切り崩して生活しています。祖父母や叔父・叔母はいますが、経済的余裕がないため、学生本人の学費や生活費を負担していません。「生計維持者」は誰ですか。

A34 学生本人が「生計維持者」となります。

<事実関係が確認できる証明書類の例>

事象	証明書類（例）
父母と死別	・ 戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本 ・ 住民票（死亡日記載あり）
父母が離婚	・ 戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本
父母が離婚調停中	・ 裁判所による係属証明書 ・ 弁護士による報告書
父又は母がDV被害者	・ 自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」
父又は母が生死不明（行方不明）	・ 自治体や警察署による「行方不明者受理証明」
父又は母が意識不明、精神疾患	・ 主治医による「診断書」
学生本人が両親ではなく配偶者に扶養されている	・ 本人及び配偶者が記載された住民票又は戸籍謄本又は当該配偶者に係る戸籍抄本
家庭内暴力（DV等）により父母と別居	・ 公的機関による証明書
その他の事由	・ 事由を確認できる書類